

生徒指導に関する規程

生徒心得

この生徒心得は、社会に適応してゆく人間となるばかりでなく、学校という集団の中で自らを鍛え、本校生徒としての責任と誇りを持ち、校風を培い、各自の品位を向上するため、自覚に基づいて守るべきものである。

1 服装規程

(制服)

- 第1条 服装は、別表の仕様書による（制服）を着用することを原則とし、生徒心得に別段の定める以外は、全員これを着用する。ただし、女子のスラックス、ネクタイは指定のない場合、通年の略装としてこれを認める。
- 第2条 夏季の服装は、上記のものから上着をとったものとする。ただし、夏季略装としてポロシャツ（半袖・白単色・無地）、半袖ワイシャツ、任意購入の指定ニットベスト、セーターの着用を認める。また、略装としてリボン・ネクタイは、着用しなくてもよい。
- 第3条 ソックス（男子）、ソックス・ハイソックス（女子）の色は、白、黒、紺、グレーを基調とする。
- 第4条 ストッキングは、黒、肌色の無地とする。

(服装一般についての心得)

- 第5条 登下校の際は、制服を着用する。
- 第6条 夏季の服装の期間は、6月第1週から9月末とする。ただし、その具体的な日取りは、その年の気候、その他の条件によって判断し、10日前に公告する。
- 第7条 上靴は、指定されたものを使用する。登下校時の履物は、靴を使用し、サンダル、雪駄、ハイヒール等の使用は禁ずる。
- 第8条 コート、オーバー等の防寒具については、特に許可のない限り、教室その他これに準ずるところで着用しない。
- 第9条 やむを得ない事由によって定められた服装をすることができない場合は、担任に届け出、許可を得ること。
- 第10条 頭髮は、常に清潔にし、特異な髪型や付け毛、脱色、染色、パーマ等は禁止する。
- 第11条 化粧やマニキュアは、禁止とする。また、ピアス、指輪等の装身具は身に付けない。

上着	男子：詰襟 女子：シングル2つボタンプレザー (1) 色 マイクロチェック（紺） (2) ステッチ グレーダブルステッチ (3) ボタン 指定のもの（水七宝釦） (4) 科章 プレスバッチ(学年色分け) 機械電気システム：ME 建設システム：C 流通マネジメント：D 情報会計マネジメント：IA
リボン・ネクタイ	本校指定のブルーチェックのもの
スラックス	男子：本校指定のノータックストレート 女子：本校指定のノータックストレート ウエスト調整アジャスター付き
スカート	(1) 本校指定のウィンドペン柄 (2) 20本車ヒダカーブベルト (3) 丈は膝頭が隠れる程度
ニットベスト	本校指定の白色のもの
セーター	本校指定のチャコールグレーのもの

2 校内生活

(校内生活の心得)

第12条 学校は、学習の場であることを自覚するとともに、礼儀正しい行動と正しい作法を身に付けるよう努力し、他に迷惑を及ぼす行動は厳に慎み、次の各項を守ること。

- (1) 教職員、来客等に対してはもちろん、友人、生徒間でも親愛なる挨拶を交わし合い、礼儀を失わないように心がけること
- (2) 校舎、校具の保全愛護を心がけ、誤って破損した場合は、直ちに教職員に報告すること
- (3) みだりに空室に入ることは禁ずる
- (4) 飲食は、定められた場所、時間内に行うこと
- (5) 不必要なものや多額の金銭、貴重品は持ち込まないこと
- (6) 他人の迷惑となるような大声や奇声、口笛等は慎むこと

(登下校及び欠席等の手続き)

第13条 生徒は、原則（始業時間）までに登校することとし、次の各項を守ること。

- (1) 欠席、遅刻、早退は、事前に保護者より届け出るか電話連絡すること
- (2) 遅刻した場合は、職員室において入室許可証の交付を受け、その許可証を教室において担任または教科担任に提出して入室すること
- (3) 登校後は、やむを得ない事情のほか校外に出ないこと。必要のあるときは、担任または教科担任の許可を得ること

3 校外生活

(校外生活の心得)

第14条 学校外においても本校生徒としての誇りと自覚を持ち、次の各項を守ること。

- (1) 夜間の外出は、できるだけ避けること。やむを得ない場合でも、午後10時までに帰宅すること。
- (2) 外出時には、必ず身分証明書を携帯すること。
- (3) バス、電車等の乗降時や車中での態度、動作等には十分気を付けること。
- (4) 高校生として好ましくない飲食店、遊技場等18才未満立入禁止場所に入入りしてはならない。
- (5) 生徒集団による旅行、キャンプ、登山等は参加者や行き先、期間を担当に計画書をもって届け出ること。
- (6) 前項の行動には、参加者の保護者、もしくは責任のある成人が指導監督のため同行するものとする。
- (7) アルバイトは、学業に支障が出ないことを原則とし、希望する場合は、保護者、担任と相談の上で申請すること。その他の条件等については、別途規程を設ける。
- (8) 下宿する生徒は、保護者の同意のもとに事前に担任に申し出て指導を受けること。

(交通安全)

第15条 交通法規を遵守し、事故の起こらぬよう常に心がけ、次の各項を守ること。

- (1) 通学のみならず、日常においても交通法規、マナーを遵守し、交通安全に心がけること。
- (2) 在学中の運転免許の取得及び運転は、原則として禁止する。ただし、自動車運転免許については、別途規程を設ける。
- (3) 登下校時に保護者、兄弟以外の自動車に同乗することを禁ずる。
- (4) 自転車通学は、原則として禁止する。

4 校内外生活

(男女交際)

第16条 男女交際は、共学の精神に則り、健全なものとし、次の各項を守ること。

- (1) 男女間の交際は、相互に良識を持ち、かつ品位を失わない節度ある明るいものでなければならない。
- (2) 男女交際は、誤解を招くような行動を慎むこと。

(飲酒、喫煙等)

第17条 校内外を問わず、いついかなる場所においても法令を遵守し、次の各項を守ること。

- (1) 飲酒、喫煙をしてはならない。
- (2) アルコール風味飲料の摂取や、ニコチンの含有に関わらず電子タバコ類の使用をしてはならない。
- (3) 前項の行為を目撃した場合は、直ちに止めるように助言すること。また、その場に同席しその行動を認めたと解される態度をとってはならない。
- (4) 有機溶剤や覚醒剤、脱法ドラッグ等の薬物については、絶対に使用してはならない。
- (5) 前項の行為を目撃した場合は、直ちに通報すること。

(暴力行為等)

第18条 理由の如何を問わず暴力を行使してはならない。暴力は、脅迫、恐喝等の被害にあった場合は、直ちに教職員に申し出ること。

第19条 法律上のいじめに該当する行為は、理由の如何を問わず行ってはならない。いじめの被害にあった場合、また、目撃した場合は、直ちに教職員に申し出ること。

第20条 ソーシャルメディアの利用には十分留意し、個人情報等道德上好ましくないものは載せないこと。

- (1) 情報通信端末の使用マナーには十分留意し、公共交通機関利用時や歩行中等は慎むこと。